

アルコール検知器使用義務化の延期の決定について（令和4年9月9日）

1 アルコール検知器使用義務化の延期

道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和3年内閣府令第68号）の施行により、安全運転管理者に対し、令和4年10月1日からアルコール検知器を用いて確認を行うこと等が義務付けられておりましたが、アルコール検知器の供給状況から「**当分の間**」、アルコール検知器使用義務化が適用されないこととなりました。

2 延期の期間

警察庁では、延期の期間を「**当分の間**」としておりますが、現時点において、十分な数のアルコール検知器が市場に流通するようになる見通しが立っておらず、具体的な開始時期を示すことができないため、その見通しが立った時点で、できるだけ早期にアルコール検知器使用義務化を適用するとしています。

3 事業所の皆様へ

「**当分の間**」においても、目視等による酒気帯びの有無の確認は適切に実施しなければなりません。

アルコール検知器の準備ができていない事業所の皆様は、できるだけ早期に必要な数のアルコール検知器を入手することができるよう努めて下さい。

「北海道警察ホームページより」